

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月十四日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

#### 奈良県人事委員会規則第五号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号

）の一部を次のように改正する。

別表第二第十九項中「九歳」を「十二歳」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。